

2 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

- (1) 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
- (2) 保護者の氏名及び現住所
- (3) 入学前の経歴

入学するまでの教育・保育関係の略歴（在籍していた小学校又は特別支援学校小学部の学校名及び卒業時期等）を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

- (4) 入学・編入学等

- ① 入学

生徒が第1学年に入学した年月日を記入する。

- ② 編入学等

第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。

- (5) 転入学

他の中学校又は特別支援学校中学部（以下、「中学校等」という。）から転入学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。

- (6) 転学・退学等

他の中学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。また、学校を去った年月日についても併記する。

在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している生徒が退学する場合は、校長が退学を認めた年月日及びその事由等を記入する。

なお、就学義務が猶予・免除される場合又は生徒の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入する。

- (7) 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

- (8) 進学先・就職先等

進学先の学校名及び所在地、就職先の事業所名及び所在地等を記入する。

- (9) 学校名及び所在地

分教室の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分教室名、所在地及び在学した学年を併記する。

(10) 校長氏名印、学級担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する。
(同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。)

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。）を行うことで替えることも可能である。

3 指導に関する記録

特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由又は病弱）中学部においては、以下に示す記載することが適当な事項に留意しながら、各教科の学習の記録（観点別学習状況及び評定）、道徳科の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録に加えて、自立活動の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障がいの状態について作成する。

特別支援学校（知的障がい）中学部においては、各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、道徳科の記録、総合的な学習の時間の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障がいの状態について作成する。

特別支援学校中学部に在籍する生徒については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。また、生徒の障がいの状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）第1章第8節の規定（重複障害者等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合にあっては、各教科等の目標及び内容と実際の学習状況を踏まえ、その状況を適切に端的に記入する。

(1) 各教科の学習の記録

特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由又は病弱）中学部においては、観点別学習状況及び評定について記入する。

特別支援学校（知的障がい）中学部においては、特別支援学校小学部・中学

部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に示す中学部の各教科の目標、内容に照らし、Ⅲ「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。

① 観点別学習状況

特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由又は病弱）中学部における観点別学習状況については、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）（以下「中学校学習指導要領等」という。）に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

各教科の評価の観点については、Ⅲ「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」に示す。

② 評定

特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由又は病弱）中学部においては、各学年における各教科の学習の状況について、中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。

必修教科の評定は、中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。

選択教科を実施する場合は、各学校が評定の段階を決定し記入する。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「①観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

(2) 特別の教科 道徳

道徳科の評価については、28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」に基づき、学習活動における生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に

記述する。

(3) 総合的な学習の時間の記録

特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由又は病弱）中学部においては、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を入力した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいてⅢ「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を参考に定める。

(4) 特別活動の記録

特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由又は病弱）中学部においては、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校においてⅢ「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

特別支援学校（知的障がい）中学部においては、中学校及び特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由又は病弱）中学部における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で端的に記述する。

(5) 自立活動の記録

個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。

- ① 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること
- ② 障がいの状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障がいの状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

(6) 行動の記録

特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由又は病弱）中学部においては、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。なお、各項目の趣旨については、Ⅲ「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を

参考とするものとする。また、項目については、各学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加できるものとする。

特別支援学校(知的障がい) 中学部においては、特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由又は病弱) 中学部における行動の記録に関する考え方を参考にしながら文章で端的に記述する。

(7) 総合所見及び指導上参考となる諸事項

生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。特に⑤のうち、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

- ① 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 進路指導に関する事項
- ⑤ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑥ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。

交流及び共同学習を実施している生徒について、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容や成果等を端的に記入する。

(8) 入学時の障がいの状態

入学時の障がいの状態について、障がいの種類、程度等を記入する。

(9) 出欠の記録

以下の事項を記入する。

① 授業日数

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての生徒につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

② 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

ア 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

イ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数

ウ 忌引日数

エ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

オ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

③ 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

④ 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

⑤ 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

⑥ 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

4 取扱い上の注意

指導要録は、部外秘の性格をもつものであり、人権尊重の立場から、その作成、送付及び保存等については、次のような事項に留意し、特に慎重を期すること。

(1) 進学の場合

校長は、生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録（以下「原本」という。）の抄本又は原本の写しを作成し、これを進学先の校長に送付すること（学校教育法施行規則第24条第2項）。

(2) 転学の場合

校長は、生徒が転学した場合においては、原本の写しを作成し、それを転学先の校長に送付すること。転学してきた生徒が更に転学した場合においては、原本の写しのほか、転学してくる前に在学していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付すること。これらの場合、中学校又は特別支援学校中学部から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付すること（学校教育法施行規則第24条第3項）。

(3) 転入学の場合

校長は、生徒が転入学した場合においては、当該生徒が転入学した旨及びその期日を、速やかに、前に在学していた学校の校長に連絡し、当該生徒の指導要録の写しの送付を受けること。

なお、この場合、校長は、新たに当該生徒の指導要録を作成すべきであって、送付を受けた写しに連続して記入してはならないこと。

(4) 学校統合、学校新設等の場合

学校名及び所在地の変更として取り扱うか、上記（2）及び（3）に準じて取り扱うかは実情に応じて処理すること。

(5) 退学の場合

校長は、生徒が外国にある学校などに入るため退学した場合においては、当該学校が日本人学校その他文部科学大臣が指定した在外教育施設であるときにあっては、上記（1）及び（2）に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校にあっては、求めに応じて適切に対応すること。

(6) 編入学等の場合

① 校長は、生徒が外国にある学校などから編入学した場合においては、編入学年月日以後の指導要録を作成すること。その際、できれば、外国にある学校などにおける履修状況の証明書や指導に関する記録の写しの送付を受けること。

② 校長は、就学義務の猶予又は免除の事由がなくなったことにより就学義務が生じ、生徒が就学した場合においては、就学した日以後の指導要録を作

成すること。

(7) 保存期間

- ① 原本及び転入学の際送付を受けた写しのうち、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること（学校教育法施行規則第28条第2項）。
- ② 小学校又は特別支援学校小学部から送付を受けた抄本又は写しは、生徒が当該学校に在学する期間保存すること。
- ③ 在外教育施設や外国にある学校などへ入るための退学の場合、学齢を超過している生徒の退学の場合、就学義務の猶予・免除の場合、又は生徒の居所が1年以上不明の場合には、原本及び転入学の際送付を受けた写しは、校長が退学又は在学しない者と認めた日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。

(8) その他

① 保存について

生徒の人権尊重の立場から、その保存に当たっては、専用の収納庫に保存するなど格段の配慮が必要である。なお、鍵は校長の責任において保管すること。

② 管理について

配偶者からの暴力の被害者と同居する生徒については、転学した生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わることを懸念される場合がある。

このような特別の事情がある場合には、平成21年7月13日付け21生参学第7号「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」に沿って、配偶者からの暴力の被害者と同居する生徒の転学先や居住地等の情報については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、配偶者暴力相談支援センターや福祉部局等との連携を図りながら、厳重に管理すること。

④ 外部に対する証明等について

ア 進学等に関して、指導要録に基づく調査書等を発行する場合は、本人又は保護者からの要請があった場合に限ること。

ただし、法令によって規制を受ける場合、及び別に教育委員会が必要と認めた場合は、その指示に従うものとする。

イ 調査書等を作成する場合は、指導要録に記載されている事項をそのまま転記することは必ずしも適切ではないので、プライバシー保護の観点や教育的な配慮の観点から、その趣旨等を確認した上で、必要最小限の事項を記載するように留意すること。

ウ 調査書等の発行は、校長の決裁事項とする。

④ 指導要録の押印について

指導要録は、校長の責任において点検し、押印すること。